

平成28年4月1日より「女性活躍推進法」が全面施行されます。

## 女性活躍推進法に関する 個別相談会のご案内

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）が平成27年8月28日に成立しました。

これにより、従業員数が301人以上の企業については、平成28年4月1日までに①自社の女性の活躍状況の把握・課題分析、②一般事業主行動計画の策定・届出、③女性の活躍に関する情報公表などを行う必要があります。

女性活躍推進法に関する個別相談会を下記のとおり開催しますので、自社の状況把握・課題分析や行動計画の策定等について、お気軽にご相談ください。

### ○日時

#### 第1回

平成28年2月18日（木） 9:30 ~ 16:30

#### 第2回

平成28年2月19日（金） 9:30 ~ 16:30

### ○会場

佐賀第二合同庁舎 5F 大会議室2  
（佐賀市駅前中央3丁目3番20号）

### ○申込み方法

ご希望の方は裏面の申込票にご記入の上、  
FAX等にてお申し込みください。

### ○申込み・問い合わせ先

佐賀労働局雇用均等室  
TEL：0952-32-7218  
FAX：0952-32-7224

当日は次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定や助成金制度などについてのご相談にも応じます。



# 個別相談会申込票

佐賀労働局雇用均等室

相談を予定されている項目、及び希望される日時に○印をご記入ください。

※ 希望が同一の時間帯に集中した場合は、受付順とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。変更の場合は、折り返し相談日時をご連絡致します。

相談項目	(複数選択可)	
	1 女性活躍推進法の内容 2 自社の状況把握・課題分析について 3 一般事業主行動計画策定・届出について 4 女性の活躍に関する情報公表について 5 認定制度について 6 その他 ※「助成金について」など具体的にご記入ください。 ( )	
日時	2月18日 (木)	2月19日 (金)
9:30~10:30		
10:30~11:30		
13:30~14:30		
14:30~15:30		
15:30~16:30		

※相談時間は1企業60分以内とします。

事業所名

住所

(TEL

)

担当者職氏名

※ご記入いただきました情報は、この事業以外には使用いたしません。

申し込み先 雇用均等室 (FAX : 0952-32-7224)